

客引き行為等防止対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 客引き行為等の防止に向けて、市民・地域における生活環境や都市ブランド維持のほか、子どもたちの健全な教育環境の保持等の多岐にわたる課題に横断的に対応するため、関係部署の連携のもと客引き行為等防止対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「客引き行為等」とは、「兵庫県客引き行為等の防止に関する条例」の規定に準じ、特定の者に対し、客引きをし、若しくは役務に従事するよう勧誘し、又はこれらの行為をする目的で公衆の目に触れるような方法によりこれらの行為の相手方となるべき者を待つことをいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 客引き行為等防止に係る兵庫県との連絡調整に関すること。
- (2) 客引き行為等の防止のための兵庫県が行う巡回指導に関すること。
- (3) 兵庫県、西宮市、地元団体等が行う客引き行為等防止に係る広報やキャンペーンに関すること。
- (4) その他客引き行為等防止対策の推進に関すること。

(委員)

第4条 連絡会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第5条 連絡会議は、必要に応じていずれかの委員が招集する。

2 連絡会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に連絡会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

政策局参与（児童政策等担当）

市民総括室長

産業部長

環境総括室長

学校教育部長

地域コミュニティ推進課長（地域防犯担当）

商工課長

環境保全課長

客引き行為等防止対策連絡会議設置要綱第6条の別に定める事項

客引き行為等防止対策連絡会議設置要綱第6条の別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

1 客引き行為等防止対策の推進にあたり、次のとおり部局により業務を分担する。

(1) 地区窓口

地 区	担当部局
甲子園口	市民局
西宮北口	産業文化局
戸田町等	環境局

市民の声や電話等による問い合わせの一義的な対応を含む。

(2) 業務内容

内 容	担当部局
業務全体の取りまとめ、県との連絡調整、議会对応、マスコミ対応、地元対応	市民局
客引き行為等防止に係る広報及びキャンペーンに関すること、地元対応	産業文化局
県の客引き行為等防止指導員による巡回指導に関すること、客引き行為等防止対策事業に関する予算（人件費を除く）、地元対応	環境局
庁内の調整	政策局
子どもたちの健全な教育環境の保持に関すること	教育委員会

(3) その他

その他どの担当にも適さない、または連絡会議全体で推進することが望ましい業務は、連絡会議全体で対応する。

2 上記1の業務の分担に疑義が生じた時は、連絡会議において協議するものとする。